

## 札幌市認知症介護実践研修実施要綱

### 1 研修の目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的な研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

札幌市又は認知症介護実践研修の実施主体として市長が指定する法人若しくは団体

### 3 研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

### 4 研修内容

#### (1) 認知症介護実践者研修

##### ア 研修対象者

(ア) 介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等であって、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有し、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であり、概ね実務経験2年程度の者とする。

(イ) 居宅介護支援事業所等で居宅サービス計画等の作成に従事する介護支援専門員であって、認知症の利用者に係る計画等作成の経験を概ね2年程度有する者とする。

##### イ 実施内容

研修対象者に対して、別紙「札幌市認知症介護実践者研修 標準カリキュラム」及び「札幌市認知症介護実践者研修シラバス」に基づき、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

##### ウ 実施方法

(ア) 研修は、講義・演習方式及び実習形式とする。

なお、オンラインによる研修を実施する場合は、同時双方向の意思疎通等できる方法とする。ただし、「自施設及び他施設実習評価」の科目を除く。

(イ) 各科目の研修時間は、4（1）イの標準カリキュラム以上の時間とすること。

(ウ) 各科目の研修を実施する順番は、4（1）イの標準カリキュラムの順番とすること。

ただし、自施設実習及び他施設実習は除く。

(エ) 研修は、4（1）イの標準カリキュラムに定める科目1を前期、科目2及び3を後期と位

置付け、間隔を設けた2ステップに分割して実施すること。

なお、前期及び後期の間隔は1週間から2週間程度を目安とし、1つの科目を分割した場合はどちらも同じ講師が行うこと。

(オ) 標準カリキュラムに合致したテキストを使用すること。

(カ) 研修実施後は評価を行うこと。

## (2) 認知症介護実践リーダー研修

### ア 研修対象者

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、介護保険施設・事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると市長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

### イ 実施内容

研修対象者に対して、別紙「札幌市認知症介護実践リーダー研修標準カリキュラム」及び「札幌市認知症介護実践リーダー研修シラバス」に基づき、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

### ウ 実施方法

(ア) 研修は、講義・演習方式及び実習形式とする。

なお、オンラインによる研修を実施する場合は、同時双方向の意思疎通等できる方法とする。ただし、「自施設及び他施設実習評価」の科目を除く。

(イ) 各科目の研修時間は、4(2)イの標準カリキュラム以上の時間とすること。

(ウ) 各科目の研修を実施する順番は、4(2)イの標準カリキュラムの順番とすること。ただし、自施設実習及び他施設実習は除く。

(エ) 研修を前期及び後期に分割して実施することも認めるが、前期及び後期の間隔は1週間から2週間程度を目安とし、1つの科目を分割した場合はどちらも同じ講師が行うこと。

(オ) 他施設実習は、認知症介護指導者が所属する法人であり、かつ、認知症介護実践リーダー研修修了者が所属している介護保険施設・事業所等で行うこと。

(カ) 標準カリキュラムに合致したテキストを使用すること。

(キ) 研修実施後は評価を行うこと。

## 5 他施設実習の取扱い

受入先施設の状況等に応じて、当面の間、他施設実習を延期又は自施設実習で代替するなど、柔軟に取り扱って差し支えないこと。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は高齢保健福祉部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 14 日から施行する。ただし、改正前の 4 について、令和 4 年 8 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

また、改正後の 4 については、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。